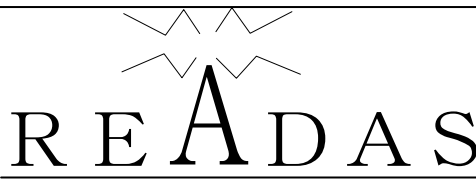


第 5220 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2015年)平成27年 5月 8日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 損金経理とは

**Q**：法人税では、損金経理という言葉があり、損金経理をしないと損金の額に算入されないというようなことも聞きます。どういうことですか？

**A**：損金経理とは、確定した決算において費用又は損失として経理することをいいます。

### 【解説】

法人税法では、損金経理のことを「法人が確定した決算において費用又は損失として経理すること」と規定しており、具体的には、株主総会の承認を受けた決算書(損益計算書)において、費用又は損失として計上することを指しています。

また、法人税では「減価償却資産につき償却費としてその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する金額は、その法人がその事業年度において償却費として損金経理をした金額のうち、償却限度額に達するまでの金額とする」という規定振りや「損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、その繰り入れた金額のうち繰入限度額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する」という規定振りがあり、損金に算入するには確定した決算において費用又は損失として計上することを要求しているものがあります。

これは、これらの費用等を法人の損金にするのかどうかを記帳時点で意思表示させ、株主総会での客観的事象を経ることによって、恣意的な変更を認めないこととするためです。

